1-10 「避難口」及び「消防隊進入口」に設置する電気錠の指導基準

1 電気錠の種類

施解錠の方法により、次のように分類する。

- (1) 通電時施錠型 通電時は施錠し、非通電時は解錠されるもの
- (2) 通電時解錠型 通電時は解錠し、非通電時は施錠されるもの
- (3) 瞬時通電施解錠型 瞬時通電により施解錠できるもの
- (4) 瞬時通電解錠型 瞬時通電により解錠できるもの

2 非常時における電気錠の解錠方法 電気錠を非常時に解錠する方法により、次のように分類する。

- (1) 防災センター、守衛室等に設置した遠隔操作装置により解錠するもの(以下「遠隔解錠」という。)
- (2) 自動火災報知設備の火災感知と連動し、解錠するもの(以下「連動解錠」という。)
- (3) 扉の直近の見やすい位置に、非常時手動で解錠できる装置により解錠するもの(以下「非常解錠装置」という。)

3 設置基準

「避難口」又は「消防隊進入口」に電気錠を設置する場合は、次表によること。

設置場所	電気錠の 種 類	遠隔解錠	連動解錠	非常解錠 装 置	非常電源
避難口	通電時 施錠型	0	0	屋内側	
	通電時 施錠型 以 外	0	0	屋内側	0
消防隊進入口	通電時 施錠型	0	0	○ 屋外側	
	通電時 施錠型 以 外	0	0	○ 屋外側	0

備考 1 表中○印は、設置を要する範囲を示す。

- 2 自動火災報知設備が設置されていない防火対象物については、連 動解錠の設置を要しないものとする。
- 3 非常解錠装置は、防犯上その他やむをえない事由がある場合は、設置を要しないものとする。

また、認知症高齢者を収容する老人福祉施設等又は精神病院等において、防火管理が適正に行われ、常時人のいる場所から遠隔操作により施解錠が管理されるもののうち、痴呆性老人等又は精神障害者等の重症患者を収容する病棟又は病室が存する階についても、設置を要しないものとする。

なお、やむを得ず非常開錠装置を設置しない場合は、消防計画に避 難方法等を記載すること。

4 電気錠に附置する非常電源は、自動火災報知設備に準ずるものとする。